

送付書類確認チェックシート

☐ インターネットバンキング申込書

☐ 取引時確認書

☐ 本人確認書類（下記いずれか）

- ・ 運転免許証の写し（表面と裏面両方）
- ・ マイナンバーカードの写し（表面のみ）

※日本国籍以外の方は、在留カードの写しまたは特別永住者証明書の写し
（いずれも表面と裏面両方）

※初回ログインパスワードをお忘れにならないようご注意ください

送付先

（切り取って使用ください）

〒320-0806

宇都宮市中央1-9-4

栃木信用金庫 事務部

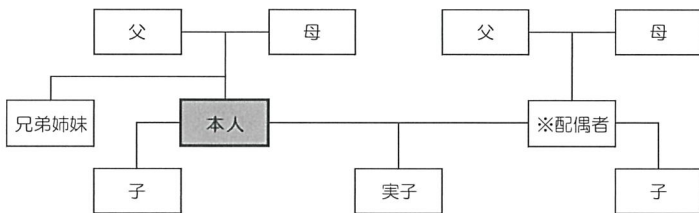
I B担当 行

犯罪収益移転防止法により、金融機関等は、お客さまと一定の取引を行うにあたり、お客さまが外国の元首、又は外国政府等において重要な公的地位を有する者等に該当する方であることを確認する義務が課されています。

【外国の重要な公的地位にある者等】

1	外国の元首
2	外国の政府において下記の職に相当する職にある者 ・日本における内閣総理大臣、国務大臣、副大臣 ・日本における衆議院(副)議長、参議院(副)議長 ・日本における最高裁判所裁判官 ・日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員 ・日本における統合幕僚(副)長、陸上幕僚(副)長、海上幕僚(副)長、航空幕僚(副)長
3	外国の中央銀行の役員
4	外国に予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
5	過去に1～4であった者
6	1～5の家族(※参考1) [①配偶者(事実婚を含む)、②父母、③子、④兄弟姉妹、①～④以外の配偶者の父母及び配偶者の子]
7	1～6が実質的支配者である法人

(参考1) 外国の重要な公的地位にある者等の家族の範囲について



(*) 事実上婚姻関係と同様の事情にある方(内縁関係にある方等)を含みます。

(参考2) 【法人のお客さま】事業経営を実質的に支配することが可能となる関係について

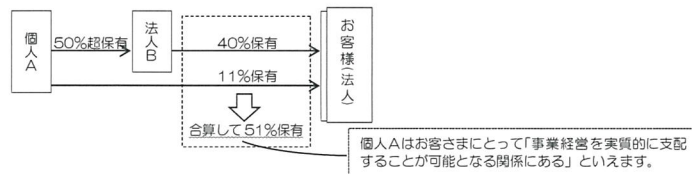
以下に該当する者が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある」といえます。

■ お客さまが資本多数決法人(株式会社、投資法人、特定目的会社等)の場合

- ① 50%超の議決権を直接又は間接に有する(※)自然人(国等及びその子会社は自然人とみなされる場合があります。以下、同じ。)
⇒ 「いる」場合は、その自然人が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます。
⇒ 「いない」場合は、②をチェックしてください。
- ② 25%超の議決権を直接又は間接に有する(※)自然人
⇒ 「いる」場合は、その自然人が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます。
⇒ 「いない」場合は、③をチェックしてください。
- ③ 出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人
⇒ 「いる」場合は、その自然人が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます。
⇒ 「いない」場合は、「法人を代表し、その業務を執行する自然人」が、「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます。

(※)「50%超の議決権」又は「25%超の議決権」を直接または間接に有する

個人Aが法人Bの議決権を50%超有している場合、個人Aは法人Bの有しているお客様(法人)の議決権を間接に保有しているものとみなします。この場合、個人Aが直接保有しているお客様の議決権と法人Bが保有している(個人Aが間接的に保有している)お客様の議決権とを合算して、個人Aの保有割合を算出します。



■ お客さまが資本多数決法人以外の法人(一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、持分会社等)の場合

(チェック1)

- ① 事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の50%超の収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している自然人(国等及びその子会社を含みます。以下、同様。)
⇒ 「いる」場合は、その自然人が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます(併せてチェック2もご確認ください)。
⇒ 「いない」場合は、②をチェックしてください。
- ② 事業から生ずる収益若しくは当該事業に係る財産の総額の25%超の収益の配当若しくは財産の分配を受ける権利を有している自然人
⇒ 「いる」場合は、その自然人が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます(併せてチェック2もご確認ください)。
⇒ 「いない」場合で「(チェック2)」も該当がない場合は、「法人を代表し、その業務を執行する自然人」が、「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます。

(チェック2)

○出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人

- ⇒ 「いる」場合は、その自然人が「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます(併せてチェック1もご確認ください)。
⇒ 「いない」場合で「(チェック1)」も該当がない場合は、「法人を代表し、その業務を執行する自然人」が、「事業経営を実質的に支配することが可能となる関係」にあるといえます。

しんきんインターネットバンキングサービス申込書（個人・郵送・新規専用）

太枠内をすべてご記入ください

申 込 日	年 月 日		「しんきんインターネットバンキングサービス利用規定」を承認のうえ、次のとおり申し込みます。	
お と こ ろ	〒 - 都 道 府 県			
お な ま え	フリガナ	性 別	男 ・ 女	お 届 印
		生 年 月 日	昭 和 ・ 平 成	
		年 月 日		
T E L （ 携 帯 ）	-	-	T E L （ 自 宅 ）	-
E - m a i l				
(必 須)				

初 回 ロ グ イ ン パ ス ワ ー ド							英 数 字 混 合	※パスワードは初回ログイン時に使用します。 お忘れにならないようご注意ください。
--------------------------	--	--	--	--	--	--	-----------	---

ご 利 用 限 度 額 (5,000,000 円まで)	1回あたり						0	0	0	円	1日あたり						0	0	0	円
--------------------------------	-------	--	--	--	--	--	---	---	---	---	-------	--	--	--	--	--	---	---	---	---

ご本人口座									
口 座 区 分	お 取 引 店 名	預金種目（該当項目に✓）	口 座 番 号						
代 表 口 座		☐ 普通（総合口座）							
		☐ その他（ ）							
サ ー ビ ス 利 用 口 座		☐ 普通（総合口座）							
		☐ その他（ ）							
		☐ 普通（総合口座）							
		☐ その他（ ）							

※欄が不足する場合は、別途申込書をご提出ください。

申込時チェック（すべて確認のうえ、□内に✓を入れてください）

- ☐ 個人事業主でない ☐ 届出事項に変更はない ☐ 申込日現在で20歳以上かつ70歳未満である
☐ 申込人本人が全て記入した ☐ 太枠内すべて記入した
☐ 取引時確認書を同封した ☐ 本人確認書類（運転免許証等）を同封した

当金庫でお客様情報登録完了後、特定記録郵便等で「しんきんお客様カード」が郵送されますので、当金庫ホームページの個人用インターネットバンキングの画面に、カード記載の「契約者ID」と本申込書にご記入いただいた「初回ログインパスワード」でログインし、ログインパスワードの変更を行いますとご利用開始のお手続きは完了となります。

個人情報の利用目的

お客様にご記入いただきましたお名前・ご住所などの個人情報は、当金庫のインターネットバンキングサービスおよびこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等に関する申込受付、本人認証、お取引の実施管理、ご案内書面等の送付、問合せ対応その他お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用いたします。

信用金庫使用欄

検 印	照 合	係 印

申込書裏面

取引時の確認のお願いについて (取引時確認書)

(お客様記入)

ご申告日

年

月

11

当金庫では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等により新たに口座を開設される場合などに、ご本人確認をさせていただいております。すでにお取引されているお客さまについても確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。（該当項目に☑してください）

お取引の目的	預金等契約の締結・継続取引の場合		
	☐ 生計費決済 ☐ 貯蓄/資産運用 ☐ 融資 ☐ 給与受取/年金受取 ☐ その他（ ）		
職業	200万円超の大口現金取引（10万円超の為替取引）の場合		
	☐ 商品・サービス代金 ☐ 投資/貸付/借入返済 ☐ 生活費 ☐ その他（ ）		
職業	☐ 会社役員/団体役員 ☐ 会社員/団体職員 ☐ 公務員 ☐ パート/アルバイト/専従者/派遣社員/契約社員 ☐ 主婦/主夫 ☐ 学生 ☐ 幼児/乳児 ☐ 退職された方/無職の方 ☐ その他（ ）	連絡先	固定電話 携帯電話（本人・家族）
		勤務先	名称 住所 電話番号
FATCA確認		☐ 私（法人の実質的支配者）は、米国市民および米国居住者に該当しません。 ☐ 米国市民・米国居住者です	
外国PEPs確認		☐ 私は、外国の重要な公的地位にある者等に該当しません。 ☐ PEPsに該当します。	

金庫使用欄

* 給与振込が確認できるまで
別ファイルで保管

別ファイルで保管	設定日	検印	係印	解除日	検印	係印
OP02-008為替入金規制[1]	年 月 日			年 月 日		
OP55-404口座入金規制設定 [365] (給振予定3ヶ月経過時)	年 月 日			年 月 日		

(他店取引ありのとき：余白に店番 顧客番号を記入)

確認書類の提示を受けた日		年	月	日	店番					顧客番号								
確認書類の送付を受けた日		年	月	日														
取引の種類	1. 口座開設 2. 貸金庫貸与 3. 保険商品・国債・投資信託 4. 融資 5. インターネットバンキング 6. 届出事項変更届（改印・改刻除く） 7. 出資 8. (200万円超の)大口現金取引（イ. 現金取引 ロ. 持参人払式小切手取引 ハ. その他） 9. 10万円超の現金振込 10. 10万円超の小切手現金支払 11. 再度確認 12. 本人確認未済取引 13. その他（ ）																	
	1. 確認書類提示 2. 確認書類等の送付を受けて添付 3. 転送不要郵便の発送(簡易書留) 4. 直接訪問による取引文書交付 5. その他（ ）																	
	本人確認書類	写真あり	☐ 運転免許証(19) ☐ 運転経歴証明書(29) ☐ 個人番号カード [*] (84) ☐ 在留カード [*] (80) ☐ 特別永住者許可書(83) ☐ その他（ ）															
	摘要 [氏名、名称と異なる名義を取引に使用する場合、その他参考事項、外国人のアルファベットが判明する場合は本欄に記入する ※取引のない顧客はフリガナ記入												検印		本人確認 記録作成者		本人確認を 行った者	

(注) 現住所の確認欄記載の書類は住所が確認できるものに限る

(取引終了後保存7年) 2026.3